



たつの市新生児聴覚検査費助成のお知らせ

生まれつき聞こえにくさのある赤ちゃんは 1,000 人に 1 人～2 人といわれています。早期に発見して適切な治療や支援を受けていただくために、たつの市では、新生児聴覚検査費を助成しています。

○助成対象者

たつの市に住所を有し、新生児聴覚検査を受けた児の保護者

○助成額

初回検査費 5,000円を上限に助成します。

○検査時期

生後間もない時期(入院中)に出生病院で実施します。(必要に応じて生後6か月まで可)

※出生病院で聴覚検査を実施していない場合は下記までお問い合わせ下さい。

○助成方法

① 県内の協力医療機関で実施の場合

母子健康手帳交付時に「新生児聴覚検査費助成券」を交付します。

(必ず助成券の裏面の注意事項をご確認ください。)

出生時に医療機関に助成券を提出してください。

② ①以外の助成券が使用できない医療機関で出生の場合

出生医療機関で一旦検査費用を支払っていただきますが、後日申請により助成します。(検査後6か月以内に手続きをお願いします。)

償還払い手続きに必要な物

・聴覚検査に係る領収書

・振り込み先が分かるもの

・新生児聴覚検査費助成券(未使用)

・検査結果(母子健康手帳等に記載あり)

問合せ先：たつの市母子健康支援センターはつらつ(健康課) TEL0791-63-5121

新宮総合支所地域振興課 TEL0791-75-3110

揖保川総合支所地域振興課 TEL0791-72-6336

御津総合支所地域振興課 TEL079-322-3496

(各総合支所地域振興課に来所される時は事前連絡をお願いします。)